

市・県民税の申告を受け付けします

申告期間 2月5日(金)から3月15日(月)まで

平成22年度市・県民税の申告受け付けと申告書記載相談を行います。申告期間中は会場が大変混雑しますので、書類は必ず整理して持参してください。(書類整理・計算をしていない場合は、整理してからの申告となります) また、自分で自書申告できるかたは郵送で提出してください。なお、税務署から確定申告書が送付されているかた、譲渡所得(収入を除く)のあるかた、配当所得のあるかた、住宅ローン控除の1年目のかたは税務署で申告してください。

■申告・相談の受け付け日程

- ▼申告の日時を指定して受け付けする日
平日 2月5日(金)～3月9日(火)
※指定日時に来ることのできないかたは、早めにおいでください。
- ▼申告の日時を指定しないで受け付けをする日
平日 3月10日(水)～3月15日(月)
休日 2月27日(土)、3月7日(日)

受付時間

- ▼午前8時40分～11時30分
- ▼午後1時～4時

※申告書記載相談は午前8時50分から始めます。

場所 市役所新館5階第1会議室
※今年から宇樽部・休屋地区での出張申告は行いません。

■申告の必要があるかた

- ▼平成22年1月1日現在において、市内に住所があるかた
- ▼市外に住所があるかたで、市内に事務所・家屋敷などを所有しているかた
- ▼次に該当するかたも忘れずに申告してください。
▼病气や失業などで収入がなかったかた
- ▼市外のかたに扶養されていたかた(夫が単身赴任や学生など)
- ▼非課税の年金(障害者年金・遺族年金)や手当で生活していたかた
- ▼公的年金収入だけで、65歳未満のかたは98万円を超え、65歳以上のかたは148万円を超えているかた(申告することで減税や非課税になる場合があります)
- ▼扶養認定申請などで所得証明書が

必要になるかた

■申告の必要がないかた

- ▼平成21年分の所得税の確定申告書を税務署に提出するかた
- ▼平成21年中の所得が給与だけで、年末調整済みの「給与支払報告書」が勤務先から市に提出があったかた
- ▼医療費控除や給与支払報告書に記載のない各種控除を受けようとするかたは申告が必要です。
- ▼収入が公的年金だけで、65歳未満のかたは98万円以下、65歳以上のかたは148万円以下のかた(市・県民税が課税されません)

■申告に必要なもの

- ①申告書および申告受付票
- ※税務課、市民生活課にあります。

②印鑑(朱肉を必要とするもの)

③平成21年中の所得や経費が分かる書類

▼給与所得者 源泉徴収票

※必ず持参してください。
▼年金所得者 公的年金などの源泉徴収票や非課税年金の決定通知書
▼営業・農業・不動産の所得者など 仕入れや売り上げなどの帳簿類や経費の領収書など、収入や経費の内容が分かるもの

※申告前に領収書は経費ごとに整理・計算して来てください。整理・計算をしていない場合は、受け付けできませんので、整理してからの申告となります。

④控除に必要な書類

▼生命保険料、地震保険料、寄附金控除 支払額などの証明書
▼社会保険料控除 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料などの支払った額が分かるもの
▼障害者控除 身体障害者手帳や障害者控除対象者認定書など障害の程度が分かるもの

▼医療費控除 領収書、医療費を補てんする保険金などの額が分かるもの(おおむね6カ月以上寝たきりでおむつが必要なかたは、初年度は医師の証明書が必要です)
※領収書は病院ごとに合計して持参してください。

■申告をしなかった場合

▼国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の軽減の適用や、国民年金保険料の免除が受けられない場合があります。
▼保育所への入所、市営住宅への入居、児童扶養手当の受給、金融機関からの借り入れなどに必要な所得証明書などの交付が受けられません。

■その他

申告書は前回の申告状況により、申告が必要と思われるかたに郵送しています。税務署から確定申告書が郵送されたかたには、市・県民税の申告案内は行いません。
申告書が郵送されなかったかたでも、申告が必要だと思われるかたは申告においでください。
また、申告書の送付を希望するかたは連絡ください。
※申告書は市ホームページからダウンロードできます。
<http://www.net.pref.aomori.jp/city/towada>

問い合わせ先

税務課市民税係
(☎2351111内線184)

市・県民税用住宅ローン控除についてのお知らせ

■市・県民税用住宅ローン控除申告書の提出が不要になります

所得税から住宅ローン控除を引ききれなかったかたは、市に「市・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出することで翌年度の市・県民税から引ききれなかった分を控除しています。

平成21年の税制改正で、給与支払報告書に居住開始年月日の記載などが義務付けられたことにより、「市・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が不要となりました。

市では、給与支払報告書や確定申告書を確認して、対象となるかたは所得税から引ききれなかった住宅ローン控除分を市・県民税から控除します。

また、新たに平成21年から25年までに居住したかたが市・県民税からの控除対象者に追加になりました。初めて所得税の住宅ローン控除を受けるかたは、税務署で確定申告が必要です。

■市・県民税用住宅ローン控除の対象者が拡充されます

対象者

- ①平成11年1月1日から平成18年12月31日までの居住開始者
- ②平成21年1月1日から平成25年12月31日までの居住開始者

市・県民税からの控除額

- 次の①と②のいずれか少ない額
- ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で引ききれなかった分
- ②所得税の課税標準額の5% (最高97,500円)

法量・奥瀬地区のかたへ 申告用送迎バスを運行します



十和田湖支所から市役所まで「申告用送迎バス」を運行しますので、ご利用ください。

運行日 2月23日(火)、25日(木)

運行経路・運行時間

行き	帰り
支所発 → 市役所着	市役所発 → 支所着
9:30 → 9:50	11:30 → 11:50
13:30 → 13:50	15:30 → 15:50

乗降場所

- ▶行き 十和田湖支所 北側駐車場
- ▶帰り 市役所 新館東側

※途中乗車や途中下車はできません。
※バスを利用するかたは、申告の指定日時と違う場合でも、バスの運行日においでください。